

千葉市人事委員会事務局職員旧姓使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市人事委員会（以下「人事委員会」という。）の事務局職員（以下「職員」という。）が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。

(旧姓使用の承認の申請)

第2条 職員は旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書（様式第1号）（以下「承認申請書」という。）により、人事委員会の承認を受けなければならない。

2 承認申請書は、原則として、氏名の変更に係る履歴事項変更届に添えて、人事委員会事務局次長（以下「次長」という。）に提出するものとする。

3 採用時において、既に婚姻等により戸籍上の氏を改めている職員が旧姓を使用しようとするときは、前項の規定にかかわらず、採用後速やかに、承認申請書に戸籍上の氏を改めたことを証する書類を添付して、次長に提出するものとする。

(旧姓使用の承認)

第3条 人事委員会は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書（様式第2号）により、当該承認を受けた職員（以下「旧姓使用者」という。）に通知するものとする。

(承認の取消)

第4条 人事委員会は、職務遂行上支障があると認めるときは、旧姓使用者の旧姓使用の承認を取り消すことができる。

(旧姓使用の中止)

第5条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届（様式第3号）を次長に提出しなければならない。

2 戸籍上の氏を改めた場合を除き、前項の規定により旧姓の使用を中止した職員は、原則として、再び同じ旧姓を使用することはできない。

(旧姓使用の範囲)

第6条 旧姓を使用できる文書等は、法令等に抵触するおそれがなく、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるもので人事委員会事務局長（以下「事務局長」という。）が定めるものとする。

(責務)

第7条 旧姓使用者は、旧姓の使用に当たって、市民及び職員等に誤解や混乱が生ずることのないよう努めなければならない。

2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。

(他の任命権者から承認を受けた職員等の取扱い)

第8条 人事委員会以外の本市の任命権者から旧姓の使用の承認を受けた職員は、当該承

認を受けたことを証する文書等を次長に提出することにより、人事委員会が旧姓の使用を承認したものとみなし、第2条及び第3条の規定による手続きを省略することができるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

旧姓使用承認申請書

年 月 日

千葉市人事委員会
委員長 ○ ○ ○ ○ 様

所 属

職 名

職員コード

氏 名
(戸籍上の氏名)

千葉市人事委員会事務局職員旧姓使用取扱要綱第2条第1項の規定により、下記のとおり旧姓を使用したいので、申請します。

記

- 1 使用する旧姓
- 2 戸籍上の氏の変更年月日
- 3 戸籍上の氏の変更理由

旧姓使用承認通知書

年 月 日

(職員コード)
(戸籍上の氏名)

様

千葉市人事委員会
委員長 ○ ○ ○ ○

年 月 日付にて申請のあった旧姓の使用については、下記のとおり承認したので
通知します。

記

カナ

- 使用する旧姓
- 使用開始年月日

旧姓使用中止届

年 月 日

千葉市人事委員会
委員長 ○ ○ ○ ○ 様

所 属

職 名

職員コード

氏 名
(戸籍上の氏名)

千葉市人事委員会事務局職員旧姓使用取扱要綱第5条の規定により、下記のとおり旧姓の使用を中止したいので、届け出ます。

記

- 1 使用を中止する旧姓
- 2 使用を中止する理由